

設立趣旨書

1 趣旨

我が国では、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭、外国人等の「住宅確保要配慮者」が増加傾向にあり今後も続くと予測されます。しかしながら、住宅確保要配慮者の住まい探しに際しては、貸主の理解が得られず、入居を拒否されるケースも少なくありません。一方空き家・空き室も増加し大きな問題となっています。

西宮市においてもその状況は同様で、特に、阪神・淡路大震災後に大量に建築されたマンションや戸建て住宅が25年を経過し、居住者も高齢化し、空き家予備軍となってきました。今後、少子超高齢化社会の中、空き家の増加、マンションの管理不全及びその空き室の増加、住宅確保要配慮者の増加が重要な課題となってきました。

空き家・空き室問題を先送りすることなく思い出のある家を責任をもって引き継ぎいでもらいたいという思いをもち、住宅の貸主や空き家オーナー等の理解を深め、官民連携により、良好な住宅を確保し、住宅確保要配慮者へ安定した住宅供給と生活支援を図ります。そして、住み続けられる地域社会の安定に資するとともに、地域福祉への関心を高め、将来的にはまちづくりへの提言にも取り組みたいと考えています。

これらを実現していくため、福祉関係者、不動産事業者、各種専門職および地域住民が健全な団体運営のもとに組織的かつ継続的に活動するためには法人化が必要不可欠であるとの認識のもと、広く公益的に活動する活動母体として特定非営利活動法人を設立するに至りました。

以上を期して、ここに、あんじゅうサポートクラブは西宮市内の地域住民、福祉関係者、空き家活用を手がけてきた不動産関連事業者、マンション管理組合等に対し広域ネットワークである「住まいに関するソーシャルサポートネットワーク」を担う団体として、社会へ貢献していくことを目指した持続的な活動を確保するために特定非営利活動法人を設立することを宣言し、その趣旨とします。

2 申請に至るまでの経過

高齢者、障害のある人、ひとり親家庭、外国人等の「住宅確保要配慮者」の住まい探し、および空き家・空き室の増加が社会問題となってきています。

我々は、今までに、住宅確保要配慮者が安心して暮らすことが出来るよう、住宅ストックを活用した良好な地域・住環境づくりを目的として、住まい探しを手伝い、居住を支援する福祉職と空き家利活用を手がけている不動産関連職が集まり、各個人が互いに連携し支援してきました。そして、2019年4月には任意団体であるあんじゅうサポートクラブを設立し、2020年に国土交通省の空き家にかかる補助事業である「住宅確保要配慮者のための機能連携を活かした空き家利活用スキームの構築」をテーマとした弊クラブの事業が採択され、住宅確保要配慮者のための空き家利活用・住まい確保のための手引書を作成するに至りました。

空き家・空き家予備軍、マンション管理不全・空き室問題、住宅確保要配慮者の居住支援問題を解決するには、横断的な専門知識と経験を必要とするため個人レベルでの対応では不可能であることに気づくに至りました。

そこで、住宅課題を解決するために、住宅領域と地域福祉領域が連携し、住宅の確保と暮らしの支援をワンセットで提供し、広報活動を通し、空き家オーナー等地域住民の意識の向上を促し、人材を育み、ひいては、地域住民の住宅・福祉の健全な発展に寄与するため、地域住民、福祉関係者および不動産関連職並びに不動産オーナー、そして各分野の専門職が集まり、総合的に行政と取り組んでいく体制を作る運びとなりました。

令和3年 4月 17日

特定非営利活動法人 あんじゅうサポートクラブ
設立代表者 住所又は居所
兵庫県西宮市津門川町12番7-203号

氏名 中野 敬偉子